

令和2年8月3日

施設等利用給付認定保護者 殿

ひたちなか市幼児保育課

施設等利用給付認定に係る現況届の提出について

平素より本市の保育行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年10月から始まりました幼児教育・保育の無償化において、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）をしておりますが、当該保育を必要とする事由について、子ども・子育て支援法第30条の7の規定に基づき、年に1度現況の確認をすることとされております。

つきましては、下記により現況届の提出をお願いいたします。

なお、ご兄弟等で認可保育所等をご利用の場合には、同様に保育の必要性の確認のため別途現況届の提出の依頼があります。添付が必要となる証明書類は今回お願いするものと同様の書類になりますので、必要な場合は原本を複数用意又はコピーをとるなどによりご対応をお願いいたします。

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 提出書類 | 施設等利用給付認定現況届 |
| 2. 添付書類 | 保育を必要とする事由がわかる書類（就労証明書等を父母分）
※兄弟のうち1人分は原本、その他はコピーでも可。 |
| 3. 提出部数 | 認定子ども1人につき1部 |
| 4. 提出期限 | 令和2年9月30日（水） |
| 5. 提出方法 | 持参又は郵送により幼児保育課へ提出
※別途園から指示がある場合には、園の指示に従ってください。 |

お問合せ
ひたちなか市東石川2丁目10番1号
福祉部福祉事務所幼児保育課
TEL：029-273-0111（内線7225）
FAX：029-272-2940